

# コンデンサ・トランス等をお持ちの皆様へ

PCBの分析費用を補助します。

## 微量PCB汚染廃電気機器とは

昭和47年以降に製造され、PCBを使用していないとされていた高圧コンデンサ等の電気機器等に数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むものがあることが分かっています。

このような微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となったものもPCB廃棄物として適正に保管・処理する必要があります。

## 分析費用の補助

コンデンサ等の電気機器がPCBに汚染されている場合には、そのままでは金属スクラップ等として処理することができません。

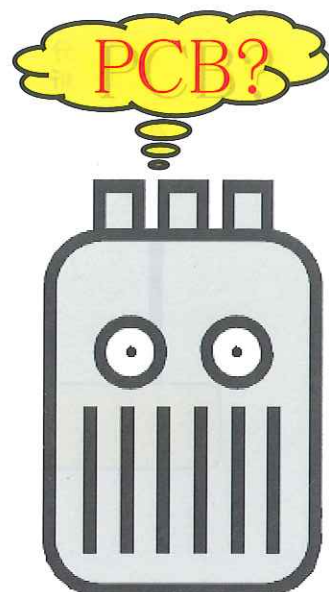
このため、微量PCB汚染電気機器等であるかどうかを確認するためには、当該電気機器等に使用されている絶縁油について、PCBの濃度を分析する必要があります。

**愛知県では、事業者の方がこの分析を行う際に必要となる費用を補助します。**

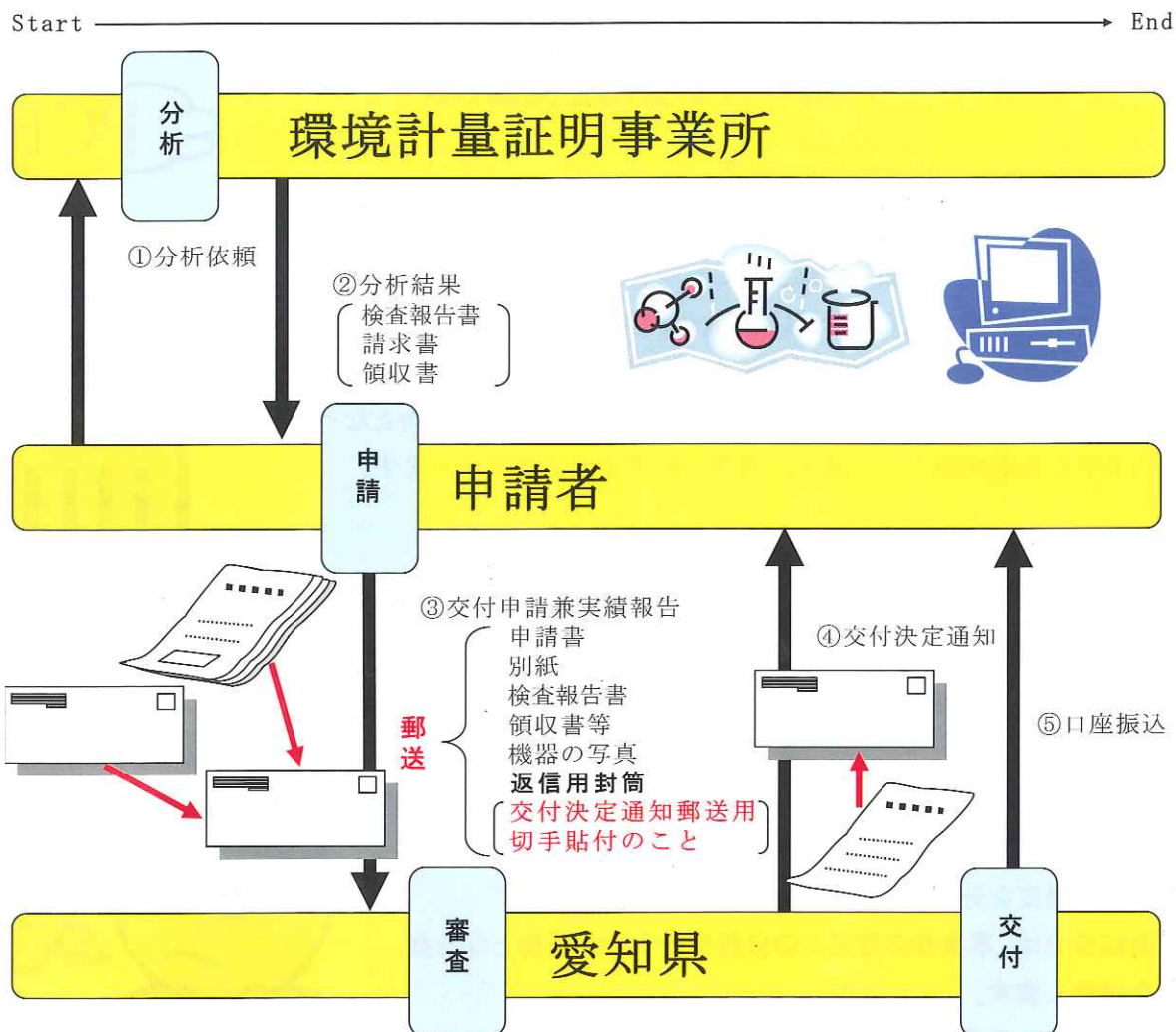
なお、この事業は平成23年度まで実施する予定です。

## 補助事業の概要

- 申請できる方：愛知県内（名古屋市を除く）で微量のPCBに汚染された絶縁油を含む可能性のある電気機器を保管又は使用している中小企業者又は個人。
- 補助の対象：上記の電気機器等のPCB濃度の分析費用（「微量PCB汚染廃電気機器濃度分析費補助金交付要綱」に定める方法で分析したもの：愛知県環境部のWebページ「あいちの環境」に掲載。）  
(URL <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)。
- 補助の金額：分析費用（プラグ費用を含む）の2分の1（上限2万円/台）。
- 募集期間：平成21年12月21日（月）から平成22年3月19日（金）まで。  
平成22年度については4月からの募集を予定しています。
- 申請方法：指定の方法で募集期間中に分析を行った後、所定の様式（計量証明事業所発行の分析結果を記載した検査報告書、領収書等及び機器の写真を添付）により**郵送**にて申請。
- 交付方法：先着順に審査し、交付決定通知後口座振込。



## ※ 申請の流れ



なお、分析により絶縁油中に0.5mg/kgを超えるPCBが含まれていることが分かった場合は、「ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)に基づき、適正な保管及び処理、保管状況の届出が必要となります。

申請先：愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室指導グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (郵便番号のみでも可)  
TEL 052-954-6236・6237 FAX 052-953-7776

相談先：愛知県県民事務所・山村振興事務所、豊橋市、岡崎市、豊田市の廃棄物担当まで

### 2010年 愛知・名古屋で開催!



国際芸術祭  
**あいちトリエンナーレ 2010**  
2010年8月21日~10月31日

問い合わせ先=あいちトリエンナーレ実行委員会  
TEL.052-971-8111 <http://www.aichitriennale.jp/>



**COP10**  
(生物多様性条約第10回締約国会議)  
2010年10月11日~10月29日

問い合わせ先=生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会  
TEL.052-972-7779 <http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/>